労働法制について(11

第53回

手続きについて説明します。 労働法制の最後に、 労使紛争

労使紛争の種類

個別労働者が解雇・配置転換、 れに対して個別的労使紛争とは、 立して紛争となる場合です。こ 集団的労使紛争とは、労働者側 条件その他待遇などをめぐり対 (労働組合) と使用者側が労働 、ワハラなどをめぐり使用者と

ります。

集団的労使紛争の手続き

)間で紛争となる場合です。

都道府県労働委員会(都道府県 中央労働委員会」(国の機関)、 厚生労働省の管轄下にある

労使紛争の手続き

数によって組織されます。

最も利用されているあっせん

争と個別的労使紛争があります。 労使紛争には、集団的労使紛 せんとして開始されることもあ 労働組合による申請によるあっ 働組合に加入している場合には、 的紛争であっても、労働者が労 働者の解雇・配置転換など個別 張・対立点を明確にし、話し合 い解決の道を探ります。個別労 あっせん員が労使双方の主

①都道府県労働局によるもの 個別的労使紛争の手続き

①総合労働相談コーナーにお

②都道府県労働局長による助 ける情報提供・相談

|紛争調整委員会によるあっ

労働者か使用者のどちらか

代表する公益委員、労働者を代 き設置された機関です。公益を 関係の公正な調整を図ることを が団結することを擁護し、労働 ります。労働委員会は、 仲裁の各手続きによることにな 表する使用者委員のそれぞれ同 表する労働者委員、使用者を代 目的として、労働組合法に基づ `機関)での、あっせん、 、労働者

(2) ADR (裁判外紛争処理制度 す。 あります。 働紛争解決センター」などが 社労士会による「社労士会労 DRを利用する方法もありま 簡便な手続きとして、各種A 裁判に比して、安価・迅速 労使関係では、各弁護士 「紛争解決センター」や

(3)裁判所によるもの うとする制度です。 労働審判制度 も専門家によって解決を図る て、短期間に簡便に、しか 通常の民事裁判手続きに比

の3つがあり、 者とも申立ができます。 総合労働相談センターでは 労働者、

には、あっせん案を提示しま らなるあっせん委員が話し合 専門員が情報を提供し、 また双方から要請された場合 いによる解決をめざします。 は、弁護士や学識経験者らか ちらかから申請があったとき 0万件の相談があるようです にのってくれます。年間10 紛争調整委員会は、労使ど

ものとみなされます。

です。本裁判では判決までに 処分の申立を行うことが多い 使間の争いでは、通常労働者 困難になってしまうからです 時間がかかり労働者の生活が は、地位保全・賃金仮払の仮 ることもできます。 例えば解雇処分に対する労 通常の民事裁判手続きによ

江

法律 aw Office

側1人、使用者側1人)の3 する労働審判員2人 (労働者 関係に関する専門的知識を有 裁判所により任命された労働 労働審判官(裁判官)1人と が地方裁判所に申立をします

意できなければ労働審判とな 委員会にて紛争を処理します。 合意が出来れば調停成立。合 終了します。労使間において 原則3回以内の期日により

労働審判申立の時にその地方 あれば、労働審判は失効し、 が無ければその効力が確定し 裁判所に訴えの提起があった ます。どちらかから異議申立が そしてこの労働審判に異議

011 8 DOM:

☑契約書 ☑債権回収 ☑労務問題など 企業法務専門サイトあります http://www.hiroshima-kigyo.com 山下江 検索

人により構成される労働審判

事務所
広島弁護士会所属
H25.11 撮影 予約電話受付 7~24 時

相談予約専用 な や み よ まるく 0120-**7834-09**

◆債務整理、交通事故:相談料¥0-、着手金¥0-◆相談料:30分5,000円(税別)

「親切な相談 適切な解決」 広島最大級! 幾動力と総合力で企業トラブルを解決